

(案)

資料 3

公益社団法人奈良県労働基準協会
一般社団法人奈良経済産業協会
奈良県中小企業団体中央会
奈良県商工会連合会
奈良県商工会議所連合会
奈良県倉庫協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
奈良県支部
建設業労働災害防止協会奈良県支部

御中

平成 28 年〇月〇日

トラック輸送における取引環境・労働時間改善
奈良県地方協議会 事務局

リーフレットの周知のお願い

～荷主の皆様へ ご存知ですか？トラックドライバーの労働時間のルールを～

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送業は我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、長時間の荷待ち時間や契約にない附帯作業の要請等により、トラックドライバーの労働環境は厳しいものとなっており、人材確保の難しさにつながっています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省、国土交通省及び全日本トラック協会が協力してトラックドライバーの労働環境の改善を図ることとなり、その施策の一環として、奈良労働局、近畿運輸局奈良運輸支局及び公益社団法人奈良県トラック協会が事務局となり本協議会を立ち上げ、トラック業界の長時間労働の抑制に向けて検討・対策を進めているところです。

トラック運送事業者には守るべき労働時間のルール「改善基準告示」がありますが、それを知らなかったという荷主企業の声も聞かれます。また、荷主企業の指示等を背景に、この告示に違反する過労運転等が見られる場合に、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」もありますが、その認知度もあまり高くないのが実情です。トラックドライバーの長時間労働の改善を行うには、荷主企業の皆様のご協力が不可欠であり、その前提として、荷主企業の皆様にトラック運送に係る法令等の理解を深めていただくことが肝要です。

このため、厚生労働省及び国土交通省、全日本トラック協会は、トラックドライバーの長時間労働改善に向けた取組の一環として、荷主企業の皆様に向けた「改善

基準告示」及び「荷主勧告制度」に関するリーフレットを作成したところであり、当協議会においても周知を行うこととしております。

当協議会といたしましては、より多くの荷主企業の皆様に周知いたしたく、地域の荷主企業の皆様とつながりのある貴団体に送付させていただく次第です。

つきましては、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

ご多用のところ恐縮ではございますが、何卒趣旨をご理解いただき、貴団体関係荷主企業に対する周知及び荷主企業内での周知につきまして、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

- ・厚生労働省 奈良労働局 労働基準部 監督課
(連絡先：０７４２－３２－０２０４)
- ・国土交通省 近畿運輸局 奈良運輸支局
(連絡先：０７４３－５９－２１５１)
- ・公益社団法人 奈良県トラック協会
(連絡先：０７４３－２３－１２００)

荷主の皆様へ ご存知ですか？ トラックドライバーの 労働時間のルールを



● 労働時間のルール「改善基準告示」厚生労働大臣が定めた基準です

拘束時間 (始業から終業までの時間)	・1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週間 2 回以内) ・1 か月 293 時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	・継続 8 時間以上
運転時間	・2 日平均で、1 日あたり 9 時間以内 ・2 週間平均で、1 週間あたり 44 時間以内
連続運転時間	・4 時間以内

詳しくは厚生労働省の HP (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-10.html>) をご覧ください。

過労運転への荷主の関与が判明すると 荷主名が公表されます



● 荷主勧告制度の概要

違反行為

荷主からの
労働時間等の
ルールを無視した
指示・強要
過労運転防止違反
最高速度違反
過積載運行 等

荷主の主體的な関与が
認められる場合

荷主勧告

荷主名及び
事案の概要を公表

(貨物自動車運送事業法第 64 条)

国土交通省から荷主勧告書が発出されます

勧告	
貴社依頼に係る運送において、下記のとおり、貨物自動車運送事業者が〇〇違反をしていた事実があり、当〇〇運輸で所定の調査を行った結果、当該違反行為が主に貴社の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該事業者への処分のみによっては、当該違反行為の再発防止が困難であると認められた。	
違反事実	違反内容 ① (過労運転防止違反・過積載運行・最高速度違反 等の別) ② 違反事業者名 株式会社〇〇〇〇 ③ 違反日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ④ 積載品 〇〇〇〇
なお、当運輸は、上記事案について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで〇〇違反を行った事業者の車両を使用停止 (〇日・〇〇日間) する行政処分を行ったところである。 ついで、今般、貨物自動車運送事業法第 64 条に基づき、貴社に対して、貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全の確保を阻害する行為を是正し、当該違反行為の再発防止を図るため、次の措置をとるべきことを勧告する。 (荷主の行為に応じた処分内容を記載) なお、事実関係等についての問い合わせがある場合は、下記まで連絡されたい。 (問い合わせ先) 〇〇運輸 貨物自動車運送部 〇〇 〇〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇〇 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇 署 等) 〇〇〇〇株式会社 御中 〇〇運輸 部長 印	

荷主がトラック事業者に対して、労働時間等のルールが守れなくなる行為を強要すると、荷主勧告の対象となり、荷主名が公表される場合があります。

① 非合理的な到着時間の設定



② 手待ち時間の恒常的な発生



③ やむを得ない遅延に対するペナルティの設定



④ 積み込み前に貨物量を増やすような急な依頼



過労運転や無理な運行は大きな事故につながります。

